学位プログラムに係る責任の所在とは
～教育研究実施組織をめぐって～

茨城大学　大津正知

2022年10月の大学設置基準改正に伴い、筆者は学内の対応に加え、学外でSDの講師を担当するなど、今回の改正に関わる業務に従事してきた。その際、しばしば話題になり、また、説明や理解が厄介なものとして、「教育研究実施組織」という新たな仕組みがあげられる。筆者は教育研究実施組織とは何かについて公式に答える立場にはないが、ここで教育研究実施組織をめぐる問題の所在を整理して考えてみたい。

公式の説明

大学設置基準の規定や文部科学省による説明資料を総合すると、教育研究実施組織は以下のように説明できる。

学部には、適当な教育研究実施組織が認められなければならない。教育研究実施組織は教員と事務職員等からなり、その編制では、教職協働・組織的な連携体制の確保、教育研究に係る責任の所在の明確化が重要である。なお、新たな「組織」を設ける必要はないが、上記の役割・機能が総合的に担保されることが求められる。

敷衍すれば、教育研究実施組織は学部の下の組織だが、事務職員も構成員となり、実態のある組織が求められるわけではないが、必要な役割や機能が保証されなければならないということになる。ますます理解が遠のくように感じられる。そこで、これまでの経緯や別の角度から掘り下げてみることにしたい。

ポスト講座制

教育研究実施組織について深く理解するために、大学設置基準改正の過程に立ち返ってみよう。

大学設置基準の第3章の見出しは「教育研究実施組織等」であるが、今回の改正の前は「教員組織」であり、さらに遡ると「学科目制、講座制及び教員組織」であった。つまり、第3章は講座制等の教員組織の編制とその責任体制を規定するものであった。しかし、講座制は、その硬直性、閉鎖性等の指摘もあり、大学設置基準の規定から削られることになった（2007年）。それでは、ポスト講座制の教員組織とはどのようなものか。文部科学省から新たな提示はなく、具体的な教員組織の編制は各大学の自由な設計にまかされているが、今日に至るまで講座制や学科目制に代わる教員組織の形態は見えてきていない。

教育研究実施組織の編制に当たり、教育研究に係る責任の所在を明確にすることが求められるのは、1つには講座制等に代わる組織や制度の構築を求めてのことと理解できるだろう。当然ながら、教育研究実施組織は学部（学位プログラム）を支える組織でなければならない。

主要授業科目と基幹教員

大学設置基準第7条〔教育研究実施組織等〕の次は、第8条〔授業科目の担当〕と続き、主要授業科目と基幹教員が登場する。

今回の大学設置基準改正で直接的に大学の対応が求められることになったのは、専任教員から基幹教員への転換だろう。基幹教員制度の創設は、実務家教員の登用や複数大学でのクロスアポイントメントの進展、新たな学位プログラムの構築・再編を期待してのことであるが、最も重要なことは学位プログラムに責任を持つ教員としての定義を明確化したことにある。

単純化して言えば、基幹教員とは学部の運営について責任を担うと同時に主要授業科目を担当する教員である。主要授業科目は、ディプロマ・ポリシーとの関係から設定されるものであり、原則として基幹教員が担当する必要がある。

つまり、ディプロマ・ポリシーから主要授業科目が導かれ、主要授業科目を基幹教員が担当するという流れになる。これは学位プログラムをカリキュラムの面から保証することであり、組織や体制の面からそれを保証する教育研究実施組織と対照をなしている。

教職協働

教育研究実施組織の不明瞭さの要因の一つは、そこに教員だけでなく事務職員等も含めて編制されることである。

1995年の大学審議会答申「大学運営の円滑化について」において、教員組織と事務組織を車の両輪にたとえるなど、両者のパートナーシップについて言及があったが、その後の答申等でもたびたび事務職員等の在り方についての提言がなされてきた。ただし、教職協働に関する規定が大学設置基準に盛り込まれたのは2017年のことである。そこでは、教員と事務職員等との適切な役割分担と連携体制の確保がうたわれた。なお、同時にSDの義務化も施行されている。

今回の大学設置基準改正では、これまでの内容に加え、教育研究活動から厚生補導や大学運営まで含めた教職協働の実質化が促進されるようになった。あわせて、教育研究実施組織の編制に当たっては、教職の協働や連携に加え、教育研究に係る責任の所在の明確化まで踏み込まれており、今後の認証評価では、教員と事務職員等の役割分担や機能の関係性等が学内規程等において担保されることの確認も予想される。

学位プログラムは教員だけで成り立つものではなく、事務職員等と連携して初めて実施できるものであるが、そのことを顕在化させた規定としては画期的でさえある。ただし、具体的な改善策は各大学に任せられているため、何をどう実施すべきか、どこまで踏み込むことが可能なのかは読み取りにくいものとなっている。

大学設置基準改正の動向

ここで、今回の大学設置基準改正の話を一旦離れ、大学設置基準の大綱化（1991）以降の改正の大きな方向性に目を向けてみよう。第一に、教育の質の保証を促す規定の追加を多くみることができる。CAP制の努力義務化（1999）、教育研究上の目的の制定と公表（2008）、授業計画・成績評価基準の明示（同）、FD実施の義務化（同）、キャリア教育の義務化（2011）等が代表的なものである。

次に、規制の緩和や弾力化に関する内容があげられる。例えば、学部例示の廃止（1991）、メディア授業の規定の追加（1998）、講座制・学科目制以外の教員組織（2001）、長期履修制度の創設（2002）、単位互換制度の緩和（順次）等である。

このように、大綱化以降、各種制度の弾力化を志向しながらも、同時に教育の質の保証を求める方向性が強化されてきていることがうかがえる。

問題の所在

これまでの話をまとめると、次のようになる。

ディプロマ・ポリシーと関連する主要授業科目を設定することでカリキュラムの面から大学の責任の明確化が求められることになったが、カリキュラムを支える組織や体制の面から大学の責任を明確化するものが教育研究実施組織であるとの解釈が可能であろう。

しかしながら、講座制等に代わる教員組織の編制をどのように行うかという課題が残されている一方、教員と事務職員等の協働や連携という課題にも取り組む必要があり、この2つの課題が教育研究実施組織の編制という抽象的な概念に集約されてしまっていることが、教育研究実施組織の理解を困難にさせる要因になっているのではないかと思えてならない。

とは言え、教育研究実施組織とは何かという問題をひとまず棚上げにすれば、大学が取り組むべき課題は、学生が履修する課程（学位プログラム）を整理し、その課程に責任を持つ適切な教員組織を編制すること、教育や大学運営に教員だけではなく多様な役割や専門性をもつ職員が協働で関わるための体制を組織化すること、この2点につきるのではないだろうか。

大学設置基準の近年の傾向を踏まえれば、制度の弾力化の方針のもと特定の仕組みが提示されることはなく、教育の質の保証のための責任体制の具体化は大学の裁量に委ねられており、結局は各大学の判断次第という月並みの結論に落ち着いてしまうのではあるが。